

境港市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1. 目的

境港市障がい者就労施設等からの物品等調達方針(以下「調達方針」という。)は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「法」という。)」第9条の規定に基づき、本市が障がい者就労施設等(障がい福祉サービス事業所:就労継続支援事業所A型・B型等)からの物品やサービスを優先的・積極的に調達することにより、障がい者就労施設等で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の仕事を確保し、経済的自立の促進に資することを目的とする。

2. 調達目標

本市が優先的に調達する品目・役務及び調達目標金額は別紙1のとおりとし、毎年度定める。当該年度の目標金額は前年度の調達実績額と同額を設定し、それを上回るよう努める。また、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直していくこととする。

3. 障がい者就労施設等に対する情報提供

調達方針及び障がい者就労施設等からの物品等の調達に資する情報については、市ホームページに掲出する等の方法により障がい者就労施設等に情報を提供する。

4. 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

調達方針に基づき当該年度に調達した物品等の実績は、翌年度の5月末までに調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページに掲出する等の方法により公表する。

5. 調達推進体制

市役所各担当課、職員に対して、法の趣旨を周知するとともに、障がい者就労施設等で提供できる物品、役務等の情報提供を行い、物品の購入、役務提供等業務について、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるなどの調達を推進する。

なお、担当課は調達実績を別紙2により9月末と3月末に福祉課に報告するものとする。

6. その他

物品、役務の契約にあたっては境港市契約規則の定めによることとする。

(別紙1)

令和6年度障がい者就労施設等から調達する物品等及び調達目標額

○調達目標額：前年度実績（222,226,928円）を上回る額

○対象物品・役務

区分	事業名	担当課
役務	清掃業務委託	総務課 都市整備課
役務	市民図書館清掃業務委託	生涯学習課
役務	リサイクルセンター資源化物分別業務委託	環境・ごみ対策課
役務	観光地美化対策委託	観光振興課
役務	福祉タクシー利用券綴印刷	福祉課
役務	市役所使用封筒	福祉課、総務課
物品	給食等食材	子育て支援課 健康づくり推進課 教育委員会事務局
物品	視察時等の記念品	秘書広報課 議会事務局 観光振興課

(別紙2)

令和 年度 上・下 半期調達実績報告書

担当課：